亀岡市立保津保育所 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事	業	者	の	名	称	亀岡市
代	表	者	<u> </u>	氏	名	亀岡市長 桂川 孝裕
所		在 地 亀岡市安町野々神8				
電	話 番 号		号	0771-22-3131 (代表)		

2. 利用施設

施	設	の	種	類	保育所			
施	設	の	名	称	亀岡市立保津保育所			
所		在		地	京都府亀岡市保津町五番60-2			
電	話		番	号	0771-23-6835			
管	理		者	名	所長 猪子 純子			
					0 歳児			
利月	利用定員 (年齢別)			[]	1 · 2 歳児 1 2名			
					3·4·5 歳児 3 8名			
自	己評	価	の概	要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施しています。			
職員	職員への研修の実施状況			犬況	内部研修年20回、外部研修年30回実施			
認	可	年	月	日	昭和55年4月1日			

3. 目的・運営方針

	子ども・子育て支援法、児童福祉法に基づき、保護者が働いている、病気
目的	にかかっているなど、日中に家庭で保育できない状態にある乳幼児を、保
	護者の委託を受けて保護者に代わって保育する。
	保育理念・人・まち・環境を思いやるあたたかい心と生きる力をもつ、
	「かめおかっこ」の育成に努める。
	保育方針・養護と教育が一体となって豊かな人間性をもった子どもを育
	成する。
運営方針	保育目標 ・子どもたちの全面的な成長発達を保障し、人間として豊かに
	生きていく力の基礎を育てていく。」
	・入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子ど
	もと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士
	等の専門性を生かして、その援助に当たる。」

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1, 261.7 m²			
发地	園庭	371.9 m²			
7 .11 11/m	構造	RC構造			
建物	延べ面積	453.2m²			
	乳児室	1室	保育室	3室	
施設の内容	ほふく室	1室	遊戲室	1室	
旭政の内谷	調理室	1室	幼児用トイレ	1室	
	調乳室	0室	乳児用トイレ	1室	
設備の種類	乳児保育室、幼児保育室、遊戯室・・・冷暖房				

5. 職員体制 6年4月1日現在

	- 100-411-164 - 0 1 -74 - 12 26 E				
	員数	常勤	非常勤	その他	
施設長	1人	1人	0人		
副所長	1人	1人	0人		
主幹	1人	1人	0人		
主任保育士	2人	2人	0人		
保育士	8人	2人	6人	標準時間保育担当会計年度任用職員 7人	
看護師	1人	1人	0人		
調理員	1人	0人	1人	調理補助員 1人	
作業員	1人	0人	1人		

*当所では、「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の 定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、 職員数については変動する可能性があります。

6. 保育を提供する日

開	所		日	月曜日~土曜日
開	所	時	冒	午前7時30分~午後6時30分(月~金)
用	FII	h4.	14 目	午前7時30分~午後2時30分(土)
休	所		田	日曜日、祝祭日、12月29日~1月3日

*警報発令時の対応について

気象警報の発令時には、児童の安全を第一に考え、下記の内容で保育対策を行います。

- ・午前7時現在において、亀岡市に【大雨警報】【洪水警報】【大雪警報】【暴風警報】【暴風警報】 が発令されている場合は自宅待機をしてください。
- ・午前9時現在において、警報が継続中の場合は家庭保育をしてください。 午前9時までに解除された場合は平常通り登所してください。午前9時から午後4時までに解除 され、保育が必要な場合は当所に連絡の上、登所してください。給食はありませんので、昼食を 済ませるか持参してください。
- ・警報が解除された場合でも、災害が発生している場合など危険な場合は登所させないでください。
- ・保育中に警報が発令された場合は、ただちに保育を中止し、休園とします。当所から連絡をしま すので、なるべく早く、そして安全に、当所まで児童を迎えに来てください。

- ・警報発令前であっても、災害が発生した場合など児童の安全を確保できないと判断した時は、必要に応じて休園とします。
- ・どうしても家庭保育ができない場合は当所にご相談ください。

*感染症流行時の対応について

- ・衛生管理マニュアル(感染予防対策)に応じて行います。
- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの体調不良がある時は、保護者に連絡・降所し自宅療養とします。
- ・感染症発症の情報提供を行います。
- ・日常の手洗い、消毒、汚物処理をより厳重に行い、感染の広がりを予防します。
- ・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」及び京都府医師会の感染症罹患時の登園 停止基準を参考に主治医の指示に従い自宅療養とします。医療機関で病気治癒の確認後、保護者 が『病気治癒報告書』に必要事項を記入して登所するときに提出してください。

7. 保育を提供する時間

保育標準時間認定	保育時間	月~金	午前7時30分~午後6時30分
休月保平时间旅处	休月时间	土	午前7時30分~午後2時30分
	四女吐明	月~金	午前8時~午後4時
保育短時間認定	保育時間	土	午前8時~午後2時30分

^{*}上記の保育時間のうち、午前8時30分~午後4時を平常保育時間、午前8時30分までは早朝保育 (申し込み必要)、午後4時以降は長時間保育という保育時間の区分があります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の 提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

② 特色のある取組

*ぞうり保育

丈夫な体づくりをねらいにぞうり保育を実施しています。近年の自然災害や保育所の立地条件を考え上靴も併用しています。布ぞうりは保護者の皆さんの協力により手作りしていただいており、ぞうりの大切さを知り親子の絆を深める取組になっています。

*自然保育

保津町の豊かな自然や地域資源を積極的に取り入れ、子どもが主体的に五感を通じて遊び学ぶ 亀岡型自然保育を実施しています。いろいろな「人・もの・こと」に出会い、遊びの世界を広 げています。また、子どもの「生き物の命を守りたい」という思いからエコウォーカーキッズ の取組を進め、身近な環境に興味をもちながら学ぶ3Rキッズチャレンジやリユース事業めぐ る環@ほづなどにも取り組んでいます。

*地域との交流

「大家族宣言の町」である保津町で、保津保育所は、地域から温かく見守っていただいています。地域との交流を大切にしており、藍染め体験、町のイベント参加、エコウォーカー等、地域の方のご協力を得ながら取組を進めています。

* 異年齡児交流保育

「みんなで遊ぶ楽しさを味わい、友だち関係を広げる」「異年齢児の子どもたちが、一緒に遊び 生活することにより、やさしさや思いやりの気持ちを育てる」ことをねらいに、さまざまな 年齢の友だちと関わり合いながら保育を進めています。

*セーフコミュニティ(SC)の取組

「けがや事故は偶然に起こるのではなく防ぐことができる」というセーフコミュニティの理念 に基づき、安全安心な保育所づくりに努めています。

③ その他

*子育て支援事業

子育て家庭を応援するための子育て支援事業を実施しています。未就園児とその保護者が集い 交流する場や安心して遊べるひろばの提供、子育て相談を行っています。

*特別支援保育

子どもの発達や状況を把握し、環境を工夫し必要な支援をしながら保育を進めています。子ども一人一人を大切にした保育を進め、共に育ちあう仲間づくりをしています。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。土曜日はおやつのみです。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

2077 - 1 Phy - 200 (1201 - 12					
	午前間食	昼食	午後間食	備考	
1 歳児	9時30分頃	11 時頃	15 時頃		
2 歳児	9時30分頃	11 時頃	15 時頃		
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃		
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃		
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃		

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。食品除去が必要な場合は、医師の診断を受け、「食物アレルギー児における食品除去のための診断書」「摂取可能食品表」「食物アレルギー質問票」「同意書」の提出が必要です。様式は保育所指定のものをお渡しします。

*食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出および食品衛生責任者選任届を京都府へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理・確認及び検便検査の実施(1ケ月に1回)による調理従事職員の健康管理を徹底 しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いただきます。 保育料の納入は口座振替をご利用ください(口座引き落とし日は毎月月末)。

- ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等(実費負担)
 - ①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
 - お支払方法については別途お知らせします。
 - *保津保育所保護者会からの会費の徴収があります。

11. 利用の開始について

当所では、亀岡市の利用調整に基づき当所に入所決定された教育・保育給付認定を受けた保護者が 本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	しらかわ医院
医院長名又は医師名	白川 和夫
所 在 地	亀岡市河原林町河原尻高野垣内59-1
電話	0771-23-9011

② 歯科

医療機関の名称	石川歯科医院
医院長名又は医師名	石川 清之
所 在 地	亀岡市追分町馬場通21-12
電話	0771-22-8666

14. 急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び 緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

*入所時に、緊急連絡先やかかりつけの病院等の情報(家庭連絡カード)を提出していただきます。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。				
避難順	火災、地震及び谷山池の決壊等を想定し避難訓練を月1回実施				
防災設備	自動火災報知機	誘導灯			
	ガス漏れ報知器	非常警報装置			
避難場所	保津町公民館・亀岡市	立保津小学校			

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に数回、職員に対して虐待防止及び子どもの人権についての研修を実施しています。
- ② 亀岡市立保育所・認定こども園安全管理マニュアルに沿って対応しています。
- ③ 亀岡市要保護児童対策協議会等の関係機関と連携して対応します。

17. 賠償責任保険の加入

当所では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付(医療費・障害見舞金・死亡見舞金)

- *亀岡市こども未来部保育課では、亀岡市立保育所に在籍されるお子さんの保育中等の保育所管理下において発生した不慮の災害等に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、保育所の設置者と保護者による公的共済制度で、お子さんが保育所管理下において万一事故等により負傷等された場合、障害見舞金等を後日、保護者に対して給付する制度です。加入に際しては、あらかじめ保護者に加入同意書を提出していただきます。
- *詳しくは別途配布する「日本スポーツ振興センターの災害給付制度と加入の同意について」のお便り をご確認ください。

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	子育て支援推進員/主任保育士 坂本 晴子・副所長/子育て支援推進員 中澤 智美		
受付責任者	所長 猪子 純子		
利用時間	午前8時30分~午後5時		
連絡先	電 話 0771-23-6835		
	FAX 0771-23-6835		
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。		

^{*}苦情については、苦情解決マニュアルにそって対応します。

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当所では個人情報保護に関する基本方針として、児童福祉法に規定するとおり、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持の義務を遵守します。また、保育士に限らず、当園の職員すべてがこれを遵守します。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

20. その他の留意事項

当所では保護者会活動を行っています。

別 表

保育の提供に要する実費に係る保育料

11.14 1			
項目	内容,負担を求める理由及び目的	金額	
行事に係る費用	園外保育バス・JR・入館料等	約3,000円	
共済掛金費	日本スポーツ振興センター災害給付金	240 円	
保育用品費	制服・体操服・粘土・パス・月刊絵本等	約15,000円	

[※]当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書(集金袋に受領印)を交付する。